

## 鹿児島県デジタル水産業推進コンソーシアム事業業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、鹿児島県デジタル水産業推進コンソーシアム事業において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務概要

#### (1) 名称

鹿児島県デジタル水産業推進コンソーシアム事業業務委託

#### (2) 業務内容

別添「鹿児島県デジタル水産業推進コンソーシアム事業業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 履行期限

令和7年3月14日（金）

#### (4) 契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとし、上限提案価格は、消費税及び地方消費税を含め1,500,000円とする。なお、提案価格が上限を超える場合は失格とする。

### 3 参加者の資格要件

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

### 4 スケジュール

- (1) 企画募集開始 令和6年8月5日（月）
- (2) 質問受付期限 8月14日（水）
- (3) 質問回答 8月16日（金）
- (4) 参加申込書提出期限 8月21日（水）
- (5) 参加資格審査結果通知 8月23日（金）
- (6) 企画提案書等提出期限 8月28日（水）
- (7) 業者選定結果通知 9月上旬（予定）
- (8) 契約締結 9月中旬（予定）

※ 事前説明会は実施しない。

※ 提出書類は全て午後5時必着とする。

### 5 プロポーザルの手順等

#### (1) 質問及び回答

##### ア 受付方法

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式1）により、電子メールで提出すること。

イ 回答方法

上記期日までに、県ホームページにおいて公表する。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 会社概要及び業務実績等（様式3）

イ 提出方法

電子メールのみとする。

※ 参加申込書を提出した者全員に対して、上記期日までに参加資格の確認結果を電子メールで通知する。

※ 参加資格に適合した者に限り、企画提案書等を提出することができる。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式4）
- ② 本業務及び計画書策定への提案、PRポイント、自社の優位性等（様式任意）
- ③ 見積書（様式任意）

イ 提出方法

電子メールのみとする。

6 審査

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書の内容について総合的に評価し、特に内容が優れた者（最優秀者と選考された者）を本委託事業の契約相手方の候補者とする。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。

(2) 選考結果

審査結果は、決定後速やかに全提案者に電子メールにて通知する。

なお、審査結果の内容に対する異議申立は受け付けない。

7 契約予定者の決定方法

(1) 契約の相手方

審査会において上記により最優秀者となった者を委託候補者とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県漁獲報告デジタル化推進協議会と協議・合意した後に委託契約を締結する。

(2) 次点の繰り上げ

審査会から推薦された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、協議が整わなかったとき、参加要件を失ったとき、または提出書類に虚偽の記載がされていたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で、契約を締結するものとする。

## 8 その他

- (1) 提出書類の作成等，参加に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 提出書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (4) 提出書類，審査内容，審査経過については公表しない。
- (5) 提出書類の内容に，特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合，その使用に関する全ての責任は参加者が負うものとする。
- (6) 業務を実施するにあたっては，鹿児島県漁獲報告デジタル化推進協議会と協議して進めていくものとし，提案内容を全て実施することを保証するものではない。

## 9 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名 称 鹿児島県漁獲報告デジタル化推進協議会（鹿児島県商工労働水産部水産振興課内）
- (2) 所在地 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- (3) 連絡先 電 話：099-286-3437, 3428（直通） F A X：099-286-5686  
（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）  
E-mail：suifukyu@pref.kagoshima.lg.jp, gyochou@pref.kagoshima.lg.jp  
（いずれのアドレスにも送付すること）